

第5章 災害時の応急対策

地震

第9節 地震が起きたら自分や家族の身を守る（自助）

大きな地震が発生したら、冷静に対応するのは難しいものです。しかし、一瞬の判断が生死を分けることもあります。地震が起きても「あわてず、落ち着いて」行動するために、行動パターンを覚えておきましょう。



1. 自分や家族の身をまもるために

① 自宅では

【料理中など】

大きな揺れの場合は身を守ることを最優先に。机の下などに隠れ、揺れがおさまったら速やかにストーブやアイロンを切り、ガスの元栓を閉める。大きな揺れを感知すると自動的にガスの供給を遮断するガスマイコンメーターの設置が進んでいるが、燃え広がる危険もあるので消火器は必ず設置する。

【寝ているとき】

布団や枕で頭を守り、ベッドの下など家具が倒れてこないところに身を伏せる。地震による室内の状況変化に注意する。

【風呂やトイレに入っているとき】

あわてて飛びださず、ドアや窓を開けて出口を確保する。お風呂に入っているときは、揺れがおさまってから火の始末をする。

【集合住宅では】

ドアや窓を開けて非常口を確保する。避難にエレベーターは絶対に使わないようにする。火災のときは、炎や煙に巻き込まれないよう低い姿勢で、階段を使って避難する。

② 学校・勤務先では

【学校にいるとき】

先生や校内放送の指示に従う。教室にいるときは机の下にもぐりこみ、机の脚をしっかり持つ。本棚や窓から離れ安全な場所に移動する。

【職場にいるとき】

窓際やロッカー、資料棚などから離れて、机の下などに入り身を守る。揺れがおさまったらガス湯沸かし器などのスイッチを切るなど、火元を確認する。

③ 外出先では

【デパート・スーパーにいるとき】

ショーケースの転倒、商品の落下、ガラスの破片に注意を。柱や壁際に身をよせ、カバンなどで頭を保護する。店員の指示に従って行動する。あわてて出口に殺到するとパニックになることがあり危険。

【劇場や映画館にいるとき】

座席の間にうすくまり、カバンや衣類で落下物から頭を守る。頭上に大きな照明などがある場合には、その場の移動を。閉ざされた空間ではパニックにおちいりがち。あわてず、係員の指示に従う。

【地下街にいるとき】

大きな柱や壁に身を寄せ、揺れがおさまるのを待つ。約60メートル間隔に出口があり、停電になっても誘導灯がつくので落ち着いてマイク放送の指示に従う。もし火災が発生したらハンカチなどで鼻と口をおおい、壁伝いに身体を低くして地上に避難する。

【エレベーターに乗っているとき】

地震時管制装置により最寄りの階に停止するものもあるが、全ての階のボタンを押し、停止した階で外に出る。閉じ込められたときは、もし停電でまっ暗になっても落ち着いて、非常ボタンやインターホンで連絡をとり、救出を待つ。

④ 屋外にいる場合

【繁華街にいるとき】

ガラスや看板、ネオンサインなどの落下物に注意する。手荷物などで頭を守り、広場などに逃げる。建物や塀、電柱などから離れる。自動販売機の転倒にも注意を。

【橋の上にいるとき】

橋や歩道橋の上にいるときには、振り落とされないように手すりや柵にしっかりつかまる。揺れがおさまったら、即座にその場を離れる。

【海岸や河川敷にいるとき】

津波に注意し、その場から離れ、高台など安全な場所へすぐに避難する。

⑤ 乗り物に乗っている場合

【車の運転をしているとき】

急ブレーキは事故の原因となる。ハンドルをしっかりと握り、徐々にスピードを落とすなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に止める。やむを得ず、道路上に置いて避難するときは、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックはしないでおく。また、連絡先の電話番号や名前を書いたメモをフロントガラスの内側に貼るなどして、車検証などの貴重品を忘れずに持ち出ししておく。

※ 高速道路を走っているときも、あわてずゆっくり減速し、路肩に止めて停車する。非常口は約1 キロメートルごとに設置されているので、周囲の状況に注意し避難する。

【バスに乗っているとき】

前の座席やつり革をしっかりと握るか、しゃがみこんで座席の足にしがみつくようにする。

揺れがおさまってもあわてて外に飛び出さず、運転手の指示に従うこと。

【電車に乗っているとき】

つり革や手すりにしっかりと両手でつかまる。座っているときは、上体を前かがみにして、雑誌やバッグなどで頭を保護する。勝手に車外へ出たりしないで、乗務員の指示に従うこと。地下鉄の場合はレールの横に高圧電流が流れており感電するおそれがあるため特に危険。

緊急地震速報が出されたら

あわてずに まず身の安全を確保する！

緊急地震速報は、地震の発生直後に、震源近くで地震波をキャッチし、強い揺れが始まる直前に素早く知らせるというものです。最大震度5弱以上が推定される場合に、テレビやラジオ、携帯電話等を通じて、もうじき揺れることをお知らせします。

緊急地震速報を見聞きしてから強い揺れが来るまでの時間は、数秒から数十秒しかありません。その短い間に、自分の身を守ること優先に行動しましょう。

震源に近い地域では、緊急地震速報が強い揺れに間に合わないことがあります。

第10節 隣近所の助け合い（共助）

災害時には、家屋等の下敷きになる人やけが人の発生、出火など、さまざまな緊急事態が発生する可能性があります。防災機関と連絡を取り合いながら、地域のみんなで力を合わせて活動しましょう。

1. 地震発生後の自主防災活動

地震が起ったら、まず自分の身と家族の安全を守ります。

揺れがおさまったら、使用中の火気をすばやく消し、家族の安否や家の状況を確認し、安全が確保されたら、地域での活動に向かいます。

（1）一時避難場所に避難

町会エリア毎で決められた一時避難場所（公園や集会所など）に集合し、地域の災害や被害情報を共有します。

（2）隣近所の安否確認

隣近所で声を掛け合い、安否を確認する。無事の目印として玄関先にタオルを掲げるなどのルールをあらかじめ地域の皆さんで決めておき、スムーズな安否確認に努めます。

（3）出火防止

地震が発生したら、まずは、揺れがおさまるまで安全な場所で身を守り、揺れがおさまったら使用中の火気をすばやく消すことが大切なので、このことをあらかじめ地域の皆さんで徹底しておきます。

揺れがおさまって避難するときは、必ずガスの元栓を閉め電気のブレーカーを切ってから、周辺の安全を確認しながら避難するよう各家庭や事業所に呼びかけます。

（4）初期消火

火災を大きくしないためには、出火してから数分間が勝負です。消火器や可搬式ポンプなどを使い、隣近所の人と力を合わせて消火に当たります。ただし、消防署が到着するまでの間、火災の延焼を防ぐのが基本です。決して無理はしないように。

（5）安否確認と救出活動

大規模な地震が発生すると、倒壊した家屋の下敷きになった人や負傷者が多数発生することが予想されます。各々の地域で、日ごろから安否の確認方法を決めておき、どこでだれが救助の必要になっているのかをできるだけ早く把握します。

大きな災害になるほど、消防等の防災関係機関の救助はいきとどきません。隣近所の人と協力しながら救出にあたります。ただし、救出作業は危険を伴う場合がありますので、二次災害に十分注意します。

（6）救護活動

ひとたび災害が発生すると、多数の負傷者が発生しますが、すべての負傷者がすぐに医療機関による治療が受けられるとは限りません。その場合は応急手当を行い、救護所へ搬送しましょう。

（7）情報の収集・伝達

災害発生直後は情報が入手しにくい状況ですので、不確かな情報やデマによって混乱しないよう、自主防災組織が中心となって、正確な情報を収集し地域住民や関係機関に伝えます。

視覚・聴覚に障がいのある方や高齢者、日本語がわからない外国人の方などにも配慮し、すべての住民に情報がいきわたるようにしましょう。

第11節 避難

災害が発生し、家屋内にとどまることが危険な状態になった場合は、落ち着いてすばやく避難する必要があります。その際には、高齢者や障がいのある方などの要配慮者の保護を念頭に置き、近所のひとり暮らしの高齢世帯などにも声をかけるなど近隣で協力することが大切です。また、避難所での生活を余儀なくされる場合も自主防災組織を中心にみんなで助け合いましょう。

1. 避難情報

(1) 大阪市からの避難情報について

大阪市では、地震火災の拡大等により市民等に生命の危険が及ぶと認められるときや、大津波警報又は津波警報が発表され、津波による家屋の倒壊、浸水棟の危険が認められるときなどに、防災スピーカーや携帯電話・スマートフォンへの緊急速報メール、大阪市防災アプリなどにより、「警戒レベル3」や「警戒レベル4」の避難情報を発令します。

■津波による避難情報

大阪府域に大津波警報または津波警報が発表された場合は、湾岸エリアの17区（港、大正、西淀川、住之江、西成、此花、淀川、福島、西、浪速、北、中央、都島、旭、城東、鶴見、住吉）に「避難指示（緊急）」が発令されます。

※住吉区の津波による浸水想定は、墨江・東粉浜・住吉地域の一部に限ります。

※河川氾濫等の水害時における避難情報の詳細は、22ページを参照してください。

(2) 防災スピーカーのサイレン（警報音）パターン

区役所や小学校の屋上に設置している防災スピーカーから、緊急事態の種類ごとに定めたサイレン（警報音）パターンにより、警報や警戒レベル4、警戒レベル5などを知らせます。

緊急事態の種類	サイレン（警報音パターン）	とっていただく行動
・テロやゲリラなど武装攻撃に関する警報 ・弾道ミサイル攻撃に関する警報	サイレン 14 秒吹鳴	屋内に入り、テレビやラジオをつけ、詳しい状況を確認してください。
大津波警報	3 秒 2 秒休止 2 秒休止	海岸や河川から離れ、津波避難ビルなど丈夫な建物の3階以上に避難してください。
津波警報	5 秒 6 秒休止 5 秒	
警戒レベル4	10 秒 10 秒休止 10 秒休止	速やかに全員避難してください。 指定された避難場所への避難に限らず、近くの安全な場所や、屋内の高いところに速やかに避難してください。
警戒レベル5	20 秒 10 秒休止 10 秒休止	直ちに近くの安全な場所や、屋内の高いところに避難するなど命を守る最善の行動をとって下さい。

●サイレンパターンは大阪市ホームページから視聴していただけます。

<https://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000245605.html>



- 防災スピーカの放送が聞き取れなかった場合は、次の電話番号で放送内容を確認していただけます。

防災行政無線テレホンサービス：【06-6210-3899（通話料有料）】

- 防災スピーカの音を屋内まで伝えるには限界があるため、防災スピーカからの放送と同じ内容について、携帯電話・スマートフォンへの緊急速報メールや、大阪市防災アプリ、大阪市ライン公式アカウント、大阪市危機管理室ツイッター、おおさか防災ネット防災情報メールへ配信するとともに、テレビ局、ラジオ局へ情報提供し、合わせて、広報車が地域を巡回して放送することとしています。

日ごろから次の情報集収集方法も積極的にご利用ください。

（３）情報収集方法

おおさか防災ネット
 （防災情報メール配信サービス）

- ・ 気象警報
- ・ 避難情報
- ・ 地震情報、津波警報
- ・ その他防災情報

災害時に
メールで

➡



おおさか防災ネット
で大阪全域の気象情報や災害情報、鉄道運行情報等の情報を確認いただけます。

【登録方法】

touroku@osaka-bousai.net へ

本文・タイトルを入れずにメールを送る



大阪府
ホームページ



<https://www.osaka-bousai.net/>

大阪市防災アプリ

災害時の避難指示や避難所開設情報を確認することができます。

また、家の安全対策や非常持ち出し品リストなど日ごろの備えとして役立つ情報も入手できます。

防災スピーカからの放送内容について、確認することができます。（災害時はプッシュ通知）



大阪市ホームページ

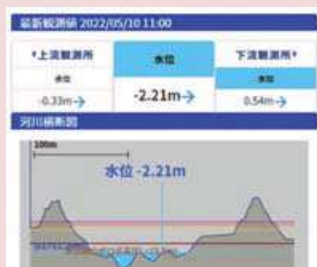


<https://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000345020.html>

川の防災情報

住吉区のホームページから、大和川の現在の水位や
地点別浸水シミュレーションができるホームペー
ジを紹介しています。

【現在の大和川の水位】



【地点別浸水シミュレーション】



住吉区

ホームページ



大阪市LINE

公式アカウント

災害時の避難や被害に
関する緊急情報のみではなく、
イベントや生活に役立つ情報
などをお届けしています。

<https://www.city.osaka.lg.jp/seisakukikakushi>
[tsu/page/0000456310.html](https://tsu.page/0000456310.html)



大阪市

ホームページ



2. 安全に避難するために

避難のタイミングを見逃すな

- 大阪市から警戒レベル3・4が発令されたとき
- 津波のおそれがあるとき
- 建物が倒壊する危険があるとき
- 近隣で火災が発生し、延焼のおそれがあるとき
- 自宅で火災が発生し炎が天井まで燃え移ったとき
- 危険物が爆発するおそれがあるとき

動きやすく安全な格好で避難

- ヘルメット(防災ずきん)をかぶり頭を保護
- 非常持ち出し品はリュックに入れて背負う
- 長袖・長ズボンを着用。燃えにくい木綿製品がよい
- 軍手や革手袋をはめる
- くつは底の厚い、はき慣れたものを

避難時のポイント

- 避難する前にもう一度火元を確認。ガスの元栓を閉め、電気ブレーカーも落とす
- 荷物は最小限の非常持ち出し品に限る
- 外出中の家族には避難先を記した連絡メモを目立つ場所に残す
- 移動するときは、狭い道、塀や自動販売機のそば、ガラスや看板の多い場所は避ける
- 最寄りの避難所へ徒歩で移動する
- 子ども、障がいのある方、高齢者など災害時避難行動要支援者を中心にして避難者がはぐれないように。

3. 避難場所・避難所について

(1) 避難場所と避難所

住吉区には次のような避難場所と避難所があります。

避難場所	広域避難場所 (長居公園、沢之町公園、大阪市立大学)	同時多発火災が発生し、人命に著しい被害を及ぼすと予測される場合の、大規模な避難に適する大きな公園
	一時避難場所 (公園、学校の校庭等 63 か所) 【注】	最初に避難する場所。一時的に避難できる近所の広場、公園や学校の校庭など
	水害時避難ビル (学校、市営住宅、民間ビル等 111 か所)	河川氾濫などの水害から一時的または緊急に避難退避する施設
避難所	災害時避難所 (小中学校等 37 か所)	災害で家が倒壊・焼失した場合に避難する場所 宿泊・給食等の生活機能を提供し、一定期間、避難生活ができる施設
	福祉避難所 (福祉施設 35 か所)	災害時において、高齢者や障がい者、乳幼児など、避難所生活において特別な配慮を必要とする方々を対象に開設される避難所

※ 避難場所、避難所の数は H31 年 3 月末現在

注：住吉区では、上記一時避難場所とは別に各町会エリア単位で一時避難場所を定めています。

⇒【資料 2】一時避難場所・災害時避難所・福祉避難所一覧表

災害の種類によって適切な避難行動が行えるように各避難場所、避難所の役割を理解し、どの災害が起こればどの避難場所へ避難するのか事前から考えておきましょう。

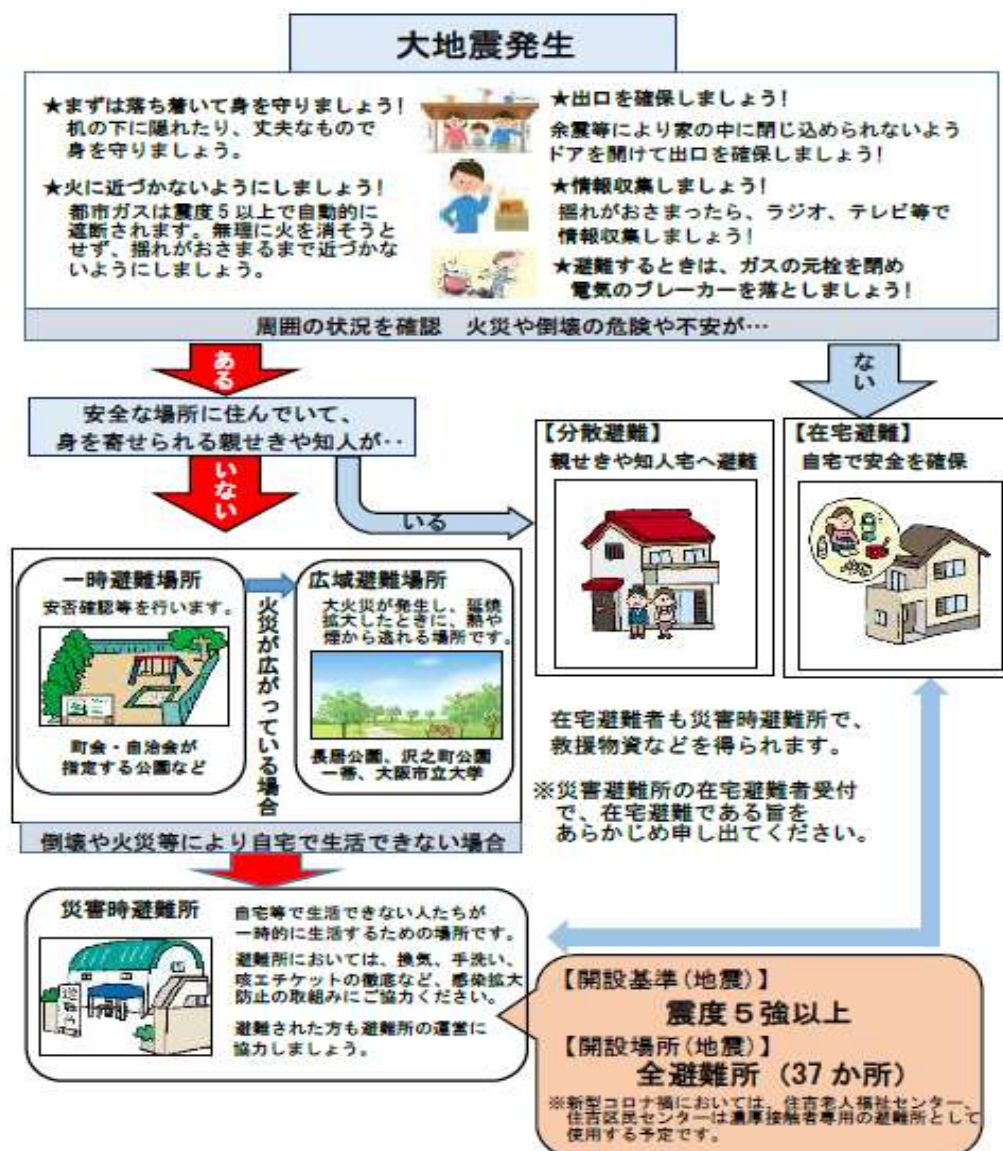
(2) 在宅避難、分散避難について

避難とは「難」を「避」けることであり、自宅での安全確保が可能な人は避難所に行く必要はありません。ハザードマップなどで、居住地が浸水のリスクのある地域かどうかご確認いただき、自宅での安全確保が可能な場合は、自宅避難の検討をお願いします。

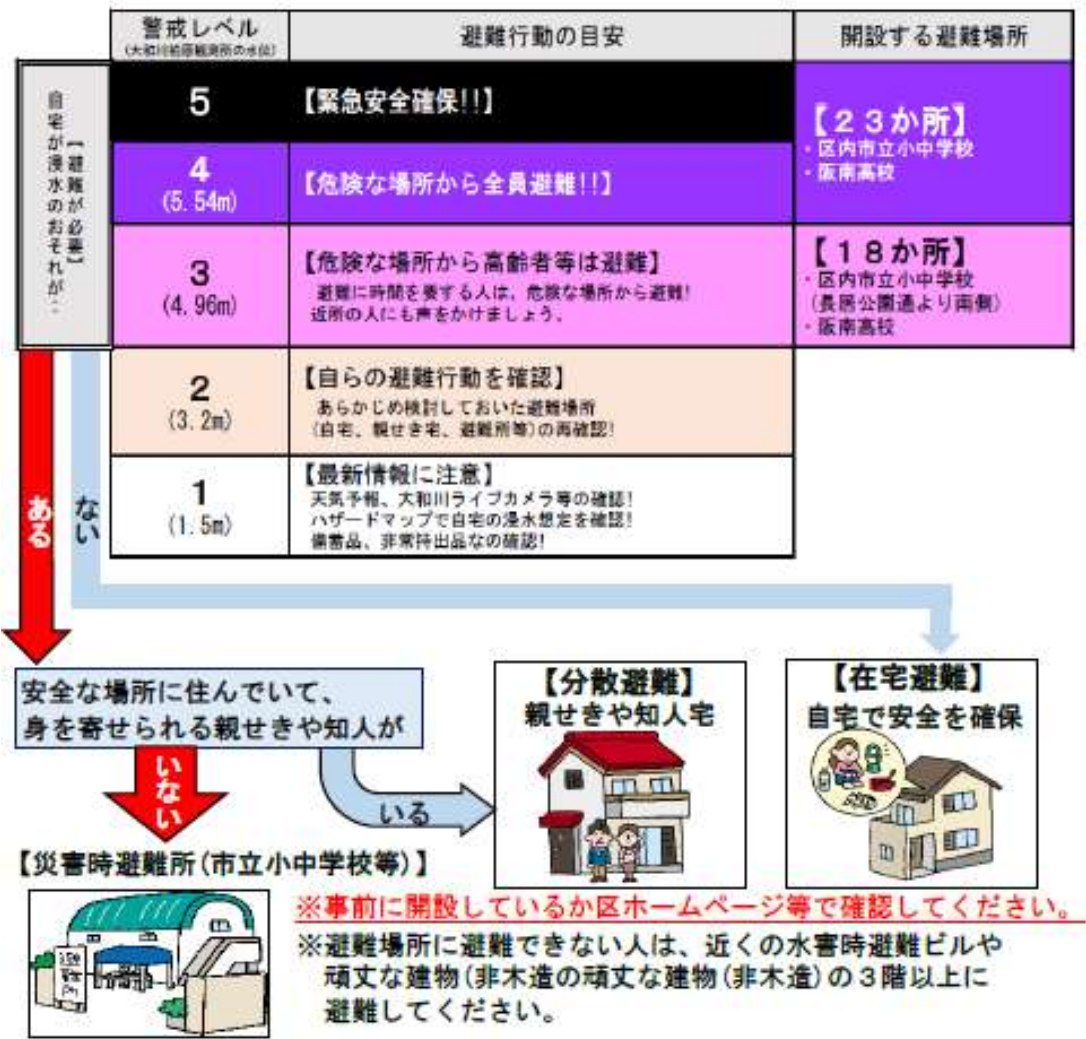
また、避難場所は公的な避難所（小中学校等）だけではありません。安全な親戚・知人宅に避難することも検討しておきましょう。

在宅避難が危険な場合や安全な親戚・知人宅への避難ができない場合は、躊躇することなく避難所や水害時避難ビルに避難してください。開設する避難所については、区ホームページやツイッターなどでお知らせしますので、開設していることを確認してから避難してください。

災害時の避難フロー（地震）

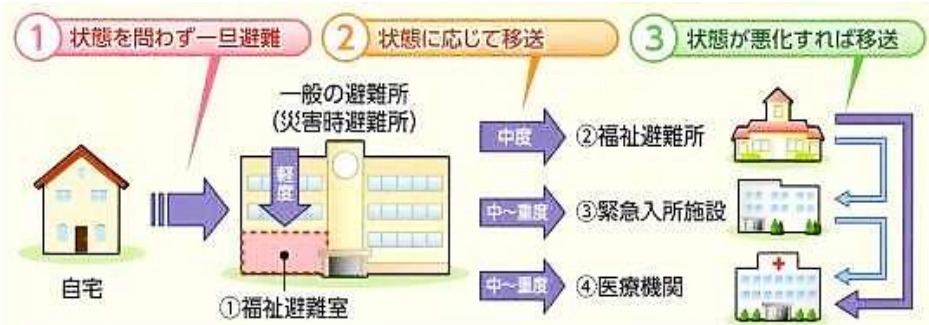


災害時の避難フロー（水害）



災害時避難所から福祉避難所への移送

「福祉避難所」は必要に応じて開設される二次的な避難場所であり、最初から避難所として利用はできません。入所者等や建物の安全確認及び人員の確保ができた後で開設するので、福祉避難所での受け入れが必要と思われる要配慮者についても、一旦は地域の災害時避難所に避難してもらいます。福祉避難所への受け入れの判断は区災害対策本部が行い、必要に応じてボランティアセンターからの援助を得ながら、要配慮者を福祉避難所等に移送します。



台風時の避難所開設基準について

住吉区では台風接近時に次の基準により、自主避難場所の提供のため一部避難所を開設します。あくまで自主避難場所ということになりますので、食料や日用品等は原則配布しませんので、ご自身でお持ちください。

なお、地震や水害時と同様に在宅避難や分散避難を検討しましょう。

開設基準	①大阪管区気象台が開催する台風説明会において、大阪府の予想最大風速(陸上)が30m/s以上になる場合 ②その他区長が必要と認める場合
開設場所	区内市立小学校【14か所】
開設時期	暴風警報発表見込時刻の2～3時間前
その他	自主避難となるため、食料や日用品等については原則配布しませんので、ご自身でお持ちください。 また、あらかじめ親せきや知人宅等への分散避難も検討しておいてください。

※区ホームページなどで、避難所が開設しているかご確認の上、避難してください。

（２）避難所の開設（地域災害対策本部の設置）

避難所の開設は、原則として区役所職員が施設管理者の協力を得て行いますが、緊急時は自主防災組織が事前から保管している施設の鍵により開設することも必要となりますので、その場合の手順などを日ごろから確認しておきます。

災害時に避難所を開設する際は、建物の壁にひびが入っていないか、窓ガラスは割れていないかなどの外観状況とガラス片の散乱や照明器具の落下などの施設内の安全性を十分確認します。

また、地域ごとに主となる市立小学校（避難所）に地域災害対策本部が設置されます。住吉区災害対策本部や各避難所等との連絡調整等を円滑に行なうことができるよう、あらかじめ役割分担を明確にしておく必要があります。

※住吉区では、区内で震度５強以上を観測したときに区内の全３７箇所の避難所を開設し、併せて地域災害対策本部が設置されます。

（３）避難所の運営（避難所運営委員会）

小中学校等の災害時避難所は、避難してきた住民のみならず自宅に戻った被災者にとっても、救援物資や各種情報を入手できる地域の拠点として機能します。このため、避難所の運営にあたっては、あらかじめ運営のための組織体制をつくっておき、災害が起きたときに円滑に活動できるようにします。

避難所運営委員会は、自主防災組織が中心となり、施設管理者（学校等）や区役所と連携しながら運営を行います。

また、避難所は、避難された方も含め、みなさんで運営していくこととなりますので、健康な方は避難所運営に積極的にご協力いただきますようよろしくお願いします。

（４）避難所での生活

災害時避難所では、大勢の人と共同生活を送ることになります。プライバシーの確保が難しいなど、不自由なことがたくさんありますが、互いに協力し合い、譲り合うことが大切です。

《避難所生活のポイント》

● 周りの方への心配りをしましょう

みんな、つらい思いをしています。お互いを思いやり、困っている人がいたら助けるなど、協力しましょう。

● 生活のルールや役割分担を決める

地域防災リーダーや自主防災組織のメンバーなどの皆さんが中心となって避難所運営委員会を開き、生活のルールや役割分担を決めます。

避難所運営委員会で決めたルールや役割はみんなで守り「自分たちのことは自分たちで」を基本に協力して生活しましょう。

● 多様なニーズへの配慮を

高齢者、障がいのある方、男女のニーズの違いなど多様な視点に配慮しましょう。

また、女性専用の物干し場や更衣室、授乳室の設置など、女性や子育て家庭のニーズへの配慮が必要です。

● ペットも家族

ペットも大事な家族の一員です。「非常持ち出し品」の中にペット用品も用意しておき、避難所のルールに従い、鳴き声や臭い等で周りの人に迷惑をかけないように心がけます。

● 水は生活の要

断水が生じた場合は、生活に大きく支障がでます。災害時避難所では、数に限りがありますが飲料水用缶詰の配付や、応急給水の拠点も開設されます。運ぶことが困難な人もいますので協力しましょう。

● 食べ物・生活関連物資

災害用のアルファ米や乾パン、流通業者からの弁当・パン、毛布などの生活必需品なども災害時避難所で配られます。避難所で生活していない自宅被災者も必要な場合は取りに行きます。取りに行くのが困難な人たちもいますので助け合いましょう。

● 病気やケガをしたときは

避難所などに、救護所が設置されます。病気やケガをしたときは、救護所を利用します。

● 食中毒や感染症を防ぐ

災害後は衛生環境が悪化し、食中毒や感染症が発生しやすい状況になります。配られた食料はできるだけ早く食べるようにします。食事をするときや調理をするときは手洗いを十分に行なう。断水の場合は、消毒液などを利用しましょう。

● こころのケアが大切

災害の被害や避難所生活などで、誰もがこころにダメージを受けストレスを抱えます。規則正しい睡眠や食事などを心がけ、日常生活を取り戻すことがこころの傷を和らげます。不安な場合は救護所などで早めに相談しましょう。

避難所生活心得 10か条

1. 要配慮者を優先！

要介護高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦などの要配慮者のスペースや食事を優先しましょう。

2. 荷物は最小限！

避難所の一人のスペースは畳1帖分。余分な荷物は邪魔なだけです。

3. 避難所の仕事は全員で分担！

食事、トイレ掃除、水汲み、物資の配布などは、避難者全員で分担しましょう。ボランティア任せも避けましょう。

4. 健康はしっかり自己管理！

夏は感染症、冬はインフルエンザ…。集団生活の中、それぞれが自分と家族の健康をしっかりと管理しましょう。特に、持病の悪化や心不全につながるトイレがまんは、厳禁です。

5. 避難所の生活ルール厳守！

起床・就寝・食事の時刻、飲酒・喫煙などの共同生活のルールをみんなで相談して決め、少々窮屈でも守りましょう。住民同士のトラブルの元です。

6. 自宅被災者にも配慮！

避難所に入所していない人も、みんな同じく被災者。自宅や車中で避難している人にも物資や食事の提供が必要です。

7. プライバシーを確保！

「トイレ問題」と「プライバシーの確保」が避難所生活の2大問題。避難生活が長期化してくると、プライバシーのない生活からくるストレスで心身ともに不調に。プライバシー確保に向けた工夫が必要です。

8. ゆずりあい、助け合いの精神！

避難所は譲り合い、助け合って生活していく場です。避難所生活が長期化する場合は特に、レクリエーションを行なうなどして、心にゆとりをもつことができるようにしましょう。

9. デマは流さず、惑わされず！

行政の支援や生活に関わる情報は大変重要。誰が何のために発信したものかをしっかり確認しましょう。デマを言ったり、デマに惑わされないよう注意しましょう。

10. 学校再開に協力！

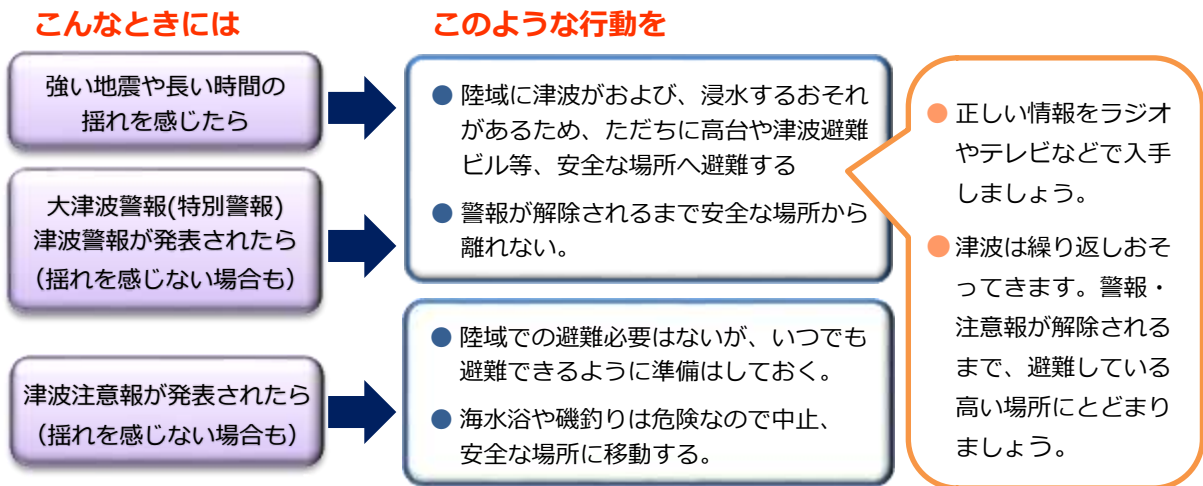
学校は子どもたちの教育の場。できるだけ早く再開できるよう、普通教室は早く撤退しましょう。また、避難所生活は厳しいものです。長くても2週間程度で退所できるようにしましょう。

第12節 津波から身を守る

津波から身を守るには、唯一「逃げる」しかありません。大津波警報や津波警報が発表されたらとにかく高い場所に避難します。

※住吉区では、墨江・東粉浜・住吉地域の一部を除き、津波による浸水想定はありません。

津波の浸水想定については11ページを参照してください。



1. 津波に対する日ごろの備え

津波が押し寄せてきたときに、パニックに陥らないためにも、避難方法の確認や浸水地域の把握、どこに水害時避難ビルが存在するかなど、日ごろから確認しておきます。

※ 津波発生時の浸水想定域や水害時避難ビルなどを示した水害ハザードマップの配布を行っています。(令和3年7月から8月に全戸配布を行っています)

2. 津波避難のポイント

地震の揺れの程度で自己判断しない

揺れが小さくても津波が起こることがあります。小さい揺れであってもまずは避難する。

避難に車は使わない

原則として車で避難するのはやめる。渋滞によりかえって避難が遅れる場合があります。

「より早く」「より高く」逃げる

浸水が始まってしまった場合は一刻を争います。「遠く」よりも「高い」場所に避難します。近くのマンションやビルの3階以上に逃げ込むようにしましょう。

水害時避難ビルを確認しておこう

周りに高台がない場合に利用する緊急避難施設として、津波や河川氾濫などの水害から避難できる高さ・耐震を有するビルを「水害時避難ビル」として指定しています。どこに水害時避難ビルがあるかなど事前にチェックしておきましょう。



水害時避難施設のマーク

風水害

第13節 風水害から身を守る

台風や豪雨は、正確な気象情報を収集し、予想される事態への対策をとることで、被害を最小限にとどめることができます。

また、日頃から大和川氾濫等における、ご自宅の浸水想定を確認しておくことで、正しい行動がとれるよう備えましょう。

区役所からの情報に注意する

- 区役所ホームページ
【重要な情報】「大和川（柏原観測所）の水位情報」「大和川氾濫等の水害への備え」
※24ページを参照してください。
- ツイッター
- 同報系防災行政無線（防災スピーカー）
- 広報車（青色防犯パトロール車・消防車両・警察車両）
- 地域活動協議会会長へ連絡
- 水害時の避難場所

災害時避難所・水害時避難ビル	
1	墨江小学校
2	三稜中学校
3	墨江丘中学校
4	清水丘小学校
5	南住吉小学校
6	山之内小学校
7	遠里小野小学校
8	大和川中学校
9	東粉浜小学校
10	住吉小学校
11	大領小学校
12	住吉中学校
13	大領中学校
14	長居小学校
15	苅田小学校
16	苅田北小学校
17	苅田南小学校
18	東我孫子中学校
19	依羅小学校
20	我孫子中学校
21	大阪府立阪南高等学校
22	大空小学校
23	我孫子南中学校

水害時避難ビル			
1	市営山之内住宅1号館	45	市営万代住宅1号館
2	市営山之内住宅3号館	46	市営浅香中住宅1号館
3	市営山之内住宅4号館	47	市営浅香西住宅1号館
4	市営山之内住宅5号館	48	市営浅香西住宅2号館
5	市営山之内住宅9号館	49	市営浅香西住宅3号館
6	市営南住吉第8住宅1号館	50	市営我孫子第2住宅1号館
7	市営長居住宅1号館	51	市営我孫子第2住宅2号館
8	市営南住吉第9住宅1号館	52	市営我孫子第2住宅3号館
9	市営南住吉第9住宅2号館	53	市営我孫子第2住宅4号館
10	市営南住吉第9住宅3号館	54	市営我孫子第2住宅5号館
11	市営南住吉第9住宅4号館	55	市営我孫子第2住宅6号館
12	市営我孫子西住宅1号館	56	市営南住吉第1住宅1号館
13	市営我孫子西住宅4号館	57	市営南住吉第1住宅2号館
14	市営我孫子東第7住宅1号館	58	市営南住吉第1住宅3号館
15	市営我孫子東第7住宅2号館	59	市営南住吉第1住宅5号館
16	市営我孫子東第7住宅3号館	60	市営南住吉第6住宅1号館
17	市営我孫子東第7住宅4号館	61	UR賃貸住宅(サンヴァリエ苅田)
18	市営我孫子東第7住宅5号館	62	UR賃貸住宅(サンヴァリエ東長居)
19	市営我孫子東第7住宅6号館	63	コーシャハイツ苅田
20	市営我孫子東第7住宅7号館	64	市営山之内住宅6号館
21	市営住吉住宅1号館	65	市営長居1丁目住宅1号館
22	市営住吉住宅17号館	66	市営清水丘住宅1号館
23	市営遠里小野住宅5号館	67	市営清水丘住宅2号館
24	市営東長居住宅1号館	68	市営遠里小野第2住宅1号館
25	市営我孫子住宅1号館	69	市営苅田南住宅1号館
26	市営我孫子南住宅1号館	70	市営苅田南住宅2号館
27	市営我孫子南住宅2号館	71	市営苅田南住宅3号館
28	市営我孫子南住宅3号館	72	市営苅田北住宅1号館
29	市営我孫子南住宅4号館	73	市営苅田北住宅2号館
30	市営我孫子南住宅5号館	74	市営苅田北住宅3号館
31	市営我孫子南住宅6号館	75	市営苅田北住宅4号館
32	市営我孫子南住宅7号館	76	市営苅田北住宅5号館
33	市営我孫子南住宅8号館	77	市営長居西第2住宅1号館
34	市営我孫子南住宅9号館	78	市営長居西第2住宅2号館
35	市営苅田住宅1号館	79	市営長居西第2住宅3号館
36	市営杉本住宅1号館	80	市営長居西第2住宅4号館
37	市営南住吉第5住宅1号館	81	市営住吉住宅6号館
38	市営南住吉第5住宅2号館	82	市営上住吉住宅3号館
39	市営南住吉第5住宅3号館	83	市営浅香住宅9号館
40	市営南住吉第5住宅4号館	84	市営南住吉第7住宅1号館
41	市営南住吉第5住宅5号館	85	苅田土地改良記念会館
42	市営南住吉第4住宅1号館	86	市営住吉住宅3号館
43	市営千駄住宅1号館	87	リバーガーデン我孫子前
44	市営我孫子第3住宅1号館	88	タイホ防災株式会社社屋

令和3年9月現在の指定状況です。

気象情報に注意する

テレビやラジオ、電話(177番)、インターネットなどを利用して、気象庁から発表される警報・注意報などの情報に注意し事前に備えをします。

● 家のまわりを保全する

鉢植えや物干しざおなど、飛ばされそうなものは屋内へ移動させるか固定を。プロパンガスのボンベもしっかり固定する。

● 家財道具を移動させる

浸水が心配される場合は、家財道具や貴重品、生活用品、食料などを上階など高い場所へ移動させる。

● 停電・断水に備える

懐中電灯や携帯ラジオ、予備の電池を準備する。飲料水を確保する。また、浴槽に水を張るなどして、トイレなどの生活用水の確保も。

● 非常持ち出し品の準備

避難指示が出たとき、すぐに避難できるように、貴重品や非常持ち出し品の準備を。

むやみに外出しない

台風が接近しているときや、豪雨の危険性があるときは、むやみに外出しないようにします。やむを得ず外出する際は、気象情報を確認し、少しでも危険を感じる場所には近づかないように。特に、堤防・海辺・河川への見物は事故のもとです。

早めに安全な場所へ避難する

「まだ大丈夫」「自分だけは大丈夫」と思い込まず、早めに避難することが命を守るポイント。大阪市から避難情報ができれば、ただちに必要な避難行動をとります。

風が強いとき

【路上では】

強風で瓦や看板が飛んだり、街路樹などが倒れたりします。無理して歩かず近くの頑丈な建物に避難する。

【屋内では】

風圧や飛来物で窓ガラスが割れ、破片が吹き込む危険がある。内側からガムテープなどをはり、カーテンを閉めておく。風が強いうちは窓に近づかない。

【海辺では】

海への転落や高波に巻き込まれる危険がある。また、高潮のおそれもあるので、速やかに海辺から離れる。

大雨とき

【川辺にいるときは】

上流の豪雨により、川が急に増水する危険がある。川などに近づかないようにしよう。避難情報が出れば、速やかに建物の3階以上へ避難する。強風や豪雨のときは防災スピーカーからの避難情報が聞こえないこともあるので、十分注意を！

【車の運転は】

豪雨の際は視界が悪いうえに、ハンドル操作やブレーキがきかなくなることもあるので、運転は控える。また、アンダーパスなど冠水のおそれがある場所は通らないようにする。

【路上で浸水してきたら】

近くの建物の3階以上へ避難する。その際、エレベーターは閉じ込められる危険があるので、なるべく階段を使って上の階へ行く。

第 1 4 節 火災対策

1. 火災を防ぐためには

ほとんどの火災は私たちが注意することで防げます。自分や家族が命を落としたり、大切な財産を失うことがないように、火災を防ぐためのポイントを学び、日ごろからみんなで注意し合うようにしましょう。

放火対策を

ゴミは指定された当日の朝 明るくなってから出すなど、家のまわりに燃えやすいものを置かないように。車庫や、物置などの戸締りも忘れずに行います。

寝たばこ、ポイ捨ては厳禁

たばこの吸殻を投げ捨てない！たばこの火は水に濡らすなど完全に消火する。室内や布団などの上では、くわえたばこはやめる。ベランダなどでは、風の影響で火種や吸殻が飛ばないように管理します。

コンロから離れない

火がついているものから離れるときは必ず消すこと。コンロのまわりに燃えやすいものは置かない。着衣への着火にも十分注意します。

配線まわりはきれいに

使用していない電気製品の電源プラグは、コンセントから抜いておきます。コードの上に物をのせたり、コードをまとめたり、たこ足配線しないこと。コンセントまわりは定期的に清掃します。

マッチやライターで遊ばせない

子どもには火の正しい使い方、「火の恐ろしさ」をしっかりと教え、子どもの手の届くところにライターやマッチを置かないよう火の管理を確実にします。

ストーブまわりを整理

衣類や布団、カーテンなど、ストーブまわりに燃えるものを近づけないように。近くで洗濯物を干すのも厳禁です。給油は完全に火を消してから行ないます。

住宅用防災機器を活用しよう！

■火災の発生を早く知る

〈住宅用火災警報器〉

煙や熱を感知すると、警報音で知らせてくれます。平成 16 年の消防法の改正により設置が義務付けられました。

■火災防止に

〈安全装置付調理器具〉

異常な加熱や火が消えた際に、自動的にガスの供給を止めます。

■火災の被害を最小限に

〈防火品〉

火がついても燃え広がりにくい防災品。カーテンやカーペット、寝具、エプロンなど。

119 番通報のしかた

①あわてないで 119 番

「火事です」または「救急です」



② 場所を伝える

〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

※所在地がわからない場合は、大きな建物、公共施設、交差点の名称、コンビニの名称、自動販売機に貼ってある住所表示などを確認します。



③状態を伝える

「〇〇が燃えています」や
「〇〇がどうした」



④氏名・電話番号を伝える

「私は〇〇です。電話は〇〇〇〇-〇〇〇〇です」
※携帯電話からの通報の場合、通話終了後もしばらく電源は切らないように！

2. 初期消火は出火直後に！

火災が発生したら、必ず大きな声で周りに知らせると同時に、「通報」「初期消火」「避難」が大切です。優先順位は状況により異なります。出火直後なら「通報」と「初期消火」の優先順位が高くなりますが、そのために逃げ遅れては大変です。あわてず冷静な判断を心がけましょう。万一のために消火器を備えておき、いつでも使えるところに置いておきます。

通 報

大声で周りに知らせ 119 番

- 大きな声で叫び、隣近所に知らせる。声が出ない場合は、非常ベルや音の出るものをたたく。
- どんなに小さな火事でも 119 番通報を！

初期消火

出火直後が勝負

- 出火して 3 分以内が自分で消火できる限度の目安
- 火がまだ横に広がっているうちなら消火は可能
- コップに入った水や座布団など、身近なものを最大限に活用する。

避 難

危険を感じたらすぐ避難

- 避難するときは燃えている部屋の窓やドアを閉めて空気を遮断。速やかに行動を！

3. 危険を感じたらすぐ避難

もっとも大切なのは、身の危険を感じたときに一刻も早く避難することです。服装や持ち物などにこだわらず、できるだけ早く避難します。

また、一度逃げたら、絶対に戻らないようにしましょう。

逃げるタイミングは天井への延焼！

避難する目安は、天井まで炎が燃え移ったとき。火が天井に燃え移ると消火器による消火が困難になります。炎が天井に燃え移ったり、消火中に身の危険を感じたりしたら、迷わずすぐに避難しましょう。

【2階から脱出するときは】

ロープや縄ばしごを使って避難を。シーツやカーテンをつないだものでも代用できます。やむを得ず飛び降りるときは、ふとんやマットレスなどクッションになるものを落としてから。

【炎の中を通るときは】

迷わずに一気に走り抜ける。濡らしたシーツを体全体に巻きつけると効果的。

【ビルにいるときは】

上の階から出火した場合は、階段を使って下へ逃げる。下の階から出火した場合は、外階段から逃げる。もし、下へ逃げられないときは、屋上の風上側で救助を待つ。エレベーターは絶対使わない。

【地下街にいるときは】

壁ぎわに身をよせ、煙からすばやく逃げます。出口は約 60m ごとにあるので、壁づたいに逃げる。パニックに巻き込まれないよう係員の誘導に従います。

本当におそろしいのは煙です！

～ 避難のポイント ～

- ぬらしたタオルやハンカチなどで、口と鼻をおおう。（なければネクタイや衣類で代用）
- できるだけ姿勢を低くする。
- 階段では、はったまま後ろ向きに下りる。
- 短い距離なら息をとめて一気に走り抜ける。
- 視界が悪いときは、壁づたいに避難する。

第 15 節 区役所の災害応急活動（公助）

1. 活動体制

区域において災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、災害対策を行なうための組織及び動員体制を整備します。

（1）設置基準

ア 大阪市災害対策本部

防災対策の推進を図るため必要があると認めるときは、災害対策本部を設置する。

地震

（ア）市域において震度5弱以上（気象庁発表）を観測したとき

（イ）府域に大津波警報又は津波警報が発表されたとき

風水害

（ア）府域に強い台風※が上陸あるいは接近する恐れがあるとき

※府域の予想最大風速（陸上）が 30m/s 以上（気象庁の階級で「強い台風」相当以上）を目安とする。なお、台風時には危機管理監を議長とする警戒体制検討会議を開催して組織体制等を検討し、市長に報告する。

（イ）市域に特別警報（大雨、暴風、波浪、暴風雪、大雪）が発表されたとき

（ウ）市域に避難情報を発令したとき

地震・風水害共通

（ア）市域に災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用を要する被害が発生したとき

（イ）その他市長が必要と認めたとき

イ 住吉区災害対策本部

地震・風水害共通

（ア）市本部が設置されたとき

（イ）その他区長が必要と認めたとき。なお、この場合は市長に報告すること。

ウ 大阪市災害対策警戒本部

地震

（ア）市域において震度4（気象庁発表）を観測したとき

（イ）気象庁から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、又は巨大地震注意）が発表されたとき

風水害

（ア）府域に台風が上陸あるいは接近するおそれがあるとき※

※台風時には危機管理監を議長とする警戒対策検討会議を開催して組織体制を検討し、市長に報告する

（イ）避難情報を発令するおそれがあるとき

地震・風水害共通

（ア）その他危機管理監が必要と認めたとき。なお、この場合は市長に報告すること。

エ 住吉区災害対策警戒本部

(ア) 市警戒本部が設置されたとき

(イ) その他区長が認めたとき。なお、この場合は危機管理監に報告すること。

オ 情報連絡体制

地震

(ア) 府域に津波注意報が発表されたとき※

※危機管理部、政策企画部、人事部、福祉部、こども青少年部、経済戦略部、建設部、大阪港湾部、消防部、水道部、教育部と津波避難対象の区の間で体制を設け、活動状況により変更する。

風水害

(ア) 台風時以外で市域に暴風警報、暴風雪警報が発表されたとき

(イ) 市域に大雨警報・洪水警報が発表されたとき※

※危機管理室と区役所の間で体制を設け、その他所属はそれぞれが定める計画等に基づき設ける。

地震・風水害共通

(ア) その他危機管理監が必要と認めたとき

(2) 住吉区災害対策（警戒）本部の組織

① 組織

- ア 区（警戒）本部の事務を分掌させるため、区（緊急、警戒）本部に班及び隊を置く。
- イ 班及び隊の名称及び分掌事務については「③住吉区災害対策（警戒）本部の体制と各班の役割」のとおりとする。
- ウ 区警戒本部の分掌事務については、「③住吉区災害対策（警戒）本部の体制と各班の役割」のうち必要なものとする。
- エ 区（警戒）本部長は、赤十字奉仕団その他の団体を区（警戒）本部の組織に加えることができる。

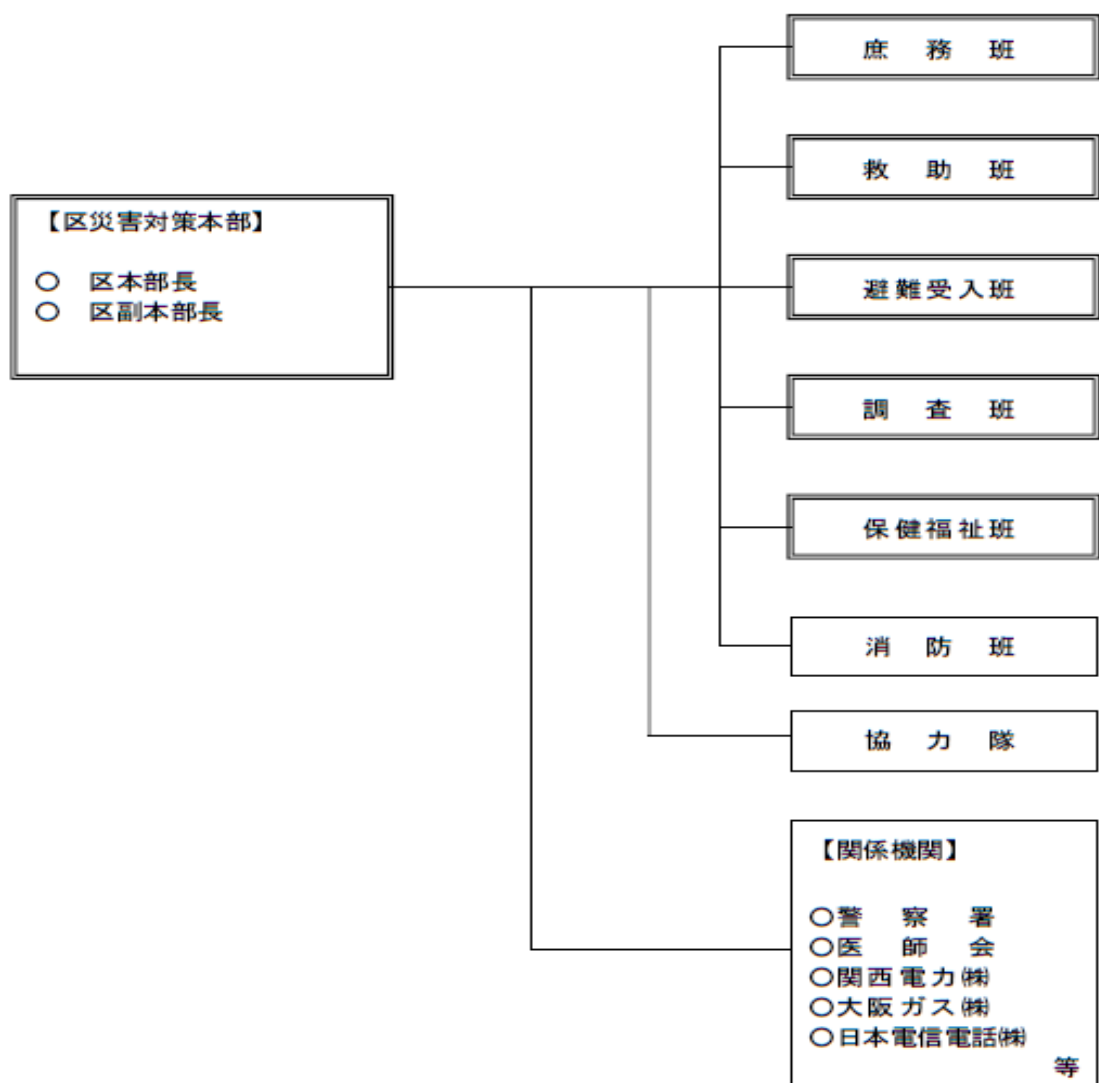
② 区本部長等の職務

区（警戒） 本部長	区 長	市（警戒）本部長の命を受け、区（警戒）本部の事務を総括し、区（警戒）本部の職員を指揮監督する。また、区内に所在する市立の校園、消防署等に対し、災害対策の遂行に必要な限りにおいて、必要な指示をすることができる。
区（警戒） 本部長の「代行者」	総務課長	迅速な意思決定を行なうため、臨時的に区本部長の権限を行使する。
区（警戒） 副本部長	副区長等	区（警戒）本部長を補佐し、区（警戒）本部長に事故あるときはその職務を代理する。
緊急区本部員	指名された職員	勤務時間外に地震が発生した場合、初期段階において区（警戒）本部の運用を行い、区（警戒）本部長等を補佐する。

③ 住吉区災害対策（警戒）本部の体制と各班の役割

班名称	役 割
庶務班	1 各班の連絡統制に関すること 2 各部、関係機関への応援協力要請に関すること 3 災害対策本部との連絡に関すること 4 予算経理に関すること 5 情報の収集、伝達および広報に関すること 6 義援金品の受付、並びに保管に関すること 7 災害記録に関すること 8 ボランティアの調整に関すること 9 他の班の所管に属しないこと
救助班	1 被災者の応急救助一般に関すること 2 救援物資の調達保管及び配給に関すること 3 り災証明書その他の被災証明書の発行に関すること 4 義援金品の配分に関すること 5 団体等の協力活動の連絡調整に関すること

避難受入班	1 被災者の避難施設に関すること 2 避難者の誘導に関すること 3 避難所受入れ状況の把握に関すること
調査班	1 被害状況の調査に関すること
保健福祉班	1 被災者の医療救護に関すること 2 防疫・保健衛生に関すること 3 区医師会等との連絡調整に関すること
消防班	1 消防に関すること 2 被災者の救急・救助に関すること
協力隊	1 赤十字奉仕団（地域振興会）、自主防災組織等の区本部災害救助活動に対する協力に関すること



(3) 動員体制

種 別	人 員	災 害 状 況
1号動員	全 職 員	市の全力をあげて防災活動を実施する必要があるとき (震度 6 弱以上、大津波警報、特別警報等、強い台風(陸上最大風速 30m/s 以上))
2号動員	区 長 並びに指定職員※	災害対策活動を実施する必要があるとき (震度 5 強、5 弱、津波警報、避難情報発令等)
3号動員	指定職員※	被害状況の把握等初動活動を実施する必要があるとき (震度 4、台風が上陸あるいは接近等)
4号動員	指定職員※	速やかな措置がとれるよう主として情報連絡にあたる必要があるとき (津波注意報、南海トラフ地震臨時情報、大雨洪水警報、暴風警報(台風除く))

※指定職員

各所属の所掌事務を遂行するために必要な職員で、区長が指定する（3号動員の指定職員には、区長が自らを指定することができる）。

2. 協働協力体制

(1) 防災関係機関の災害時の役割

【区役所】

- ・ 災害が発生した場合、区役所に災害対策本部を設置します。
- ・ 区災害対策本部では市民への避難指示等の災害広報や、住吉区全地域の災害時避難所開設にかかる支援を行なうほか、区内の被害状況を把握し各防災関係機関と連携して必要な救出救護、物資調達、復旧作業、被災者支援等を行います。

【消防署】

大規模災害発生時には、火災、救助、救急といった事案が複合して発生しますが、大規模火災へと発展させないよう、火災の早期鎮圧を図るための消火活動を最優先とし、並行して救助救急活動を実施します。津波発生時には、火災などに対応していない消防隊で迅速な避難広報活動を行います。

【警察署】

- ・ 被災者の救出救助及び避難指示
- ・ 交通規制・管制
- ・ 遺体の検視（死体調査）等に関する措置
- ・ 犯罪の予防・取締り、その他治安の維持

【建設局工営所】（道路管理者）

- ・ 施設の点検
道路の被害状況や安全確認を行い、使用可能な緊急交通路を把握します。
- ・ 二次災害の防止（通行規制の実施）
二次災害の防止等に向け、交通管理者と連携し被災箇所の通行止めや通行規制を行います。
- ・ 道路啓開の実施
緊急業者や民間協力団体等の協力を得て、道路啓開等の応急対策を実施します。

【クリアウォーターOSAKA 株式会社】（下水道関係）

- ・ 下水道施設の被害は、震災後における復旧活動、市民生活の安定などにも与える影響が大きいため、被害状況を迅速かつ的確に把握し、関係機関と調整を図り、施設の速やかな復旧を図ります。

- ・ 下水道施設の被災に起因する、二次災害の発生防止や、被害拡大の防止に努めるなど、市民生活の安全・安心を確保します。
- ・ 市内事業所排水及び下水処理場流入・放流水の水質監視を行い、環境への負荷量削減に努めます。

【建設局公園事務所】（公園管理者）

- ・ 公園施設及び街路樹の被害状況調査
- ・ 公園施設及び街路樹などの応急対策
- ・ 広域避難場所の管理
避難指示が出され、広域避難場所に市民を避難させる時には、区役所から派遣された職員が実施する広域避難場所開設に連携・協力を行います。

【環境局環境事業センター】

- ・ ごみ、がれき等の処理

【水道局】

- ・ 広域避難場所、災害時避難所、近隣の都市公園などに、仮設水槽や仮設給水栓を設置して応急給水拠点を開設します。また、人工透析を行なう病院等、連続的な水の供給が不可欠な重要施設には、必要量の水を緊急輸送する運搬応急給水を行います。

【区社会福祉協議会】

- ・ 災害時における災害ボランティア活動支援センターの開設・運営
- ・ 災害時要援護者に対する見守り活動の支援（住吉区地域見守り支援システムの協同事務局）

【大和川右岸水防事務組合】

- ・ 河川増水時の堤防や護岸の巡視、及び、災害発生の危険性がある箇所への水防工法の実施。
- ・

【災害時地域協力事業所】

- ・ 大規模災害が発生した場合に、事業所等が保有する能力や資源のうち、あらかじめ区に登録をいただいた提供可能な「協力項目」について、地域の防災活動にご協力いただきます。

⇒【資料 7】住吉区災害時地域協力事業所登録制度要綱

【その他協力機関】

- ・ 住吉区では、住吉区医師会、住吉区歯科医師会、住吉区薬剤師会及び大阪急性期・総合医療センターとの間において、災害発生時における医療救護についての覚書を、また、大阪府柔道整復師会住吉支部、住吉区鍼灸マッサージ師会との間において、災害発生時における協力活動についての覚書を締結するなど、災害時における医療救護や協力活動の体制整備を進めています。

災害関係機関の連絡先

項目	連絡先	電話
停電など	関西電力コールセンター	0800-777-3081
ガス	大阪ガスお客様センター	0120-094-817
ガスもれ通報専用	大阪ガス	0120-019-424
水道	水道局お客様センター	06-6458-1132
下水道、土のうの貸出	住之江管路管理センター	06-6686-1909
道路	建設局住之江公営所	06-6686-0434
ごみ	西南環境事業センター	06-6685-1271
街路樹	長居公園事務所	06-6691-7200
事件・事故・交通整理	住吉警察署	06-6675-1234
消防	住吉消防署	06-6695-0119
罹災証明・被災証明	住吉区役所地域課	06-6694-9734

(2) ボランティアの調整

被害状況やボランティア参集状況を勘案し、住吉区社会福祉協議会と連携して、住吉区災害ボランティア活動支援センターを住吉区民センターに開設します。

災害ボランティア活動支援センターの業務内容

- ・ 災害情報の収集・提供・連絡調整
- ・ 被災者のニーズの把握、被災者への情報提供
- ・ 大阪市災害ボランティア活動センターとの連携
- ・ 災害ボランティアの受け入れ
- ・ ボランティアへのオリエンテーション
- ・ 災害ボランティア活動の集約・管理
- ・ ボランティアの保険加入手続き

3. 広報活動

災害直後の津波警報や地震火災などの危険が切迫し、避難指示を発令した場合は、緊急広報を実施します。緊急広報は、その時点で活用できるすべての手段を用いて、できる限り迅速に直接広報を行います。

また、災害時の一般広報は、市や区からの直接的な広報（呼びかけ）が区民等の混乱を防止するうえで非常に重要であるため、時間の経過とともに変化する区民のニーズや、被災者を取り巻く状況に対応した情報を、その時点で活用できる広報手段の中から最も効果的なものを用いて適宜、的確に周知できるようにします。

【広報手段】

- ・ 屋外防災スピーカーからの一斉放送
- ・ 大阪市防災アプリによる配信
- ・ 区ホームページやSNS等のインターネット利用
- ・ 広報車や自転車等による職員の現場広報
- ・ 自主防災組織等による個別広報
- ・ チラシ等印刷物による広報
- ・ 警察車両、消防車両による広報

【広報内容】

- ・ 災害情報：避難指示の状況、気象警報、特別警報、災害発生状況、津波に関する情報等
- ・ 生活関連情報：ライフラインの被害状況と復旧見込み、生活必需品の供給状況等
- ・ 救援措置情報：罹災・被災証明書の発行情報、相談窓口の開設状況等

4. 避難所開設基準

(1) 地震

- ア 判断基準
区内で震度5強以上の地震が発生した場合
- イ 開設場所
区内全避難所（37箇所）
- ウ 開設時期
地震発生後即時
- エ 運営主体
自主防災組織（地域役員）・区役所

(2) 風水害（大和川の氾濫等）

- ア 判断基準
 - （ア）「警戒レベル3」高齢者等避難!!
大和川の水位が4.96m（柏原観測基準点）
 - （イ）「警戒レベル4」全員避難!!
大和川の水位が5.54m（柏原観測基準点）
- イ 開設場所
 - （ア）長居公園通り以南の避難場所（市立小・中学校、阪南高校）
 - （イ）上記避難場所に加え、長居公園通り以北の（市立小・中学校）
- ウ 開設時期
 - （ア）警戒レベル3発令後即時
 - （イ）警戒レベル4発令後即時
- エ 運営主体
自主防災組織（地域役員）・区役所

※上記（1）（2）については、災害救助法に基づき開設

(3) 風水害（台風接近時）

- ア 判断基準
 - （ア）強い（中心付近の最大風速が30m/s以上）台風が市域に上陸あるいは、接近する恐れがあり、区内で相当程度の被害が生じることが見込まれる場合
 - （イ）その他、区長が必要と認める場合
- イ 開設場所
区内市立小学校
- ウ 開設時期
暴風警報発表見込み時刻の2～3時間前
- エ 運営主体
区役所

※上記（3）については、住吉区自主避難場所開設基準に基づき開設

◇【資料9】住吉区自主避難場所開設基準

（４）避難誘導、避難者の受け入れ

ア 避難誘導

「警戒レベル３・４」が発令された場合、大津波警報、津波警報が発表された場合、または大規模火災等が発生し危険と判断された場合は区災害対策本部職員を派遣して、自主防災組織などとともに警察官と連携し、周囲の状況を勘案して災害に応じた適切な避難場所に誘導します。

イ 避難者の受け入れ

災害が発生して多くの避難者が発生すると想定される場合、区災害対策本部の避難受入班が災害時避難所へ赴き、地域の自主防災組織と協力して避難所を開設します。

＜災害時避難所管理の留意事項＞

- ・ 避難受入班においては、避難者に関する情報を速やかに把握し、かつ在宅避難者にかかる情報の把握にも努めます。
- ・ 生活環境への配慮を行い、常に良好なものとするため、避難所内の状況把握と避難者への情報提供及び防犯対策に努めます。
- ・ 避難者のメンタル面を含めた健康状態や避難所の栄養状態の把握に努め、必要な措置を講じるとともに、長期間の対応が可能な体制整備を図ります。
- ・ 避難所の運営においては、男女共同参画を推進するとともに、高齢者や障がい者、外国人など、あるいは男女のニーズの違いなど多様な視点に配慮するものとします。
- ・ 受付における検温や手指消毒、避難スペース等における消毒、換気等の徹底や、熱咳等の症状がある避難者の避難スペース分離など、新型コロナをはじめとした感染症の拡大防止に努めます。

５．医療・救護

（１）救護所の設置

災害発生後、区災害対策本部は、住吉区医師会や住吉区薬剤師会から派遣された医療コーディネーターの助言を参考に、負傷者の発生状況、医療機関の被害状況、医療業務の実施状況に応じて、市災害対策本部と連携して、原則として次の場所に救護所を設置します。

- ・ 災害現場または現場付近
- ・ 避難施設（災害時避難所、広域避難場所）
- ・ 特例場所（被災地周辺の医療機関）

（２）保健師等による健康相談

区災害対策本部は、災害時避難所の状況を調査し、避難所等へ保健師を派遣します。

保健師等は、救護所、災害時避難所を巡回し被災者の健康管理、栄養指導等を行います。

６．生活物資

（１）応急給水

震災直後は、災害時避難所・区役所に備蓄している飲料用水缶詰を活用します。

また、市災害対策本部水道部（水道局）が、広域避難場所、災害時避難場所等に応急給水の拠点となる仮設水槽等を設置し、拠点応急給水を実施するので、区災害対策本部は自主防災組織と連携し応急給水体制の確立に協力します。

災害時避難所となる学校では、受水槽及び高架水槽が設置されているので、その水についても活用を図りながら、応急給水拠点の早期開設に努めます。

（２）食料の供給

区災害対策本部は応急食料の供給が必要と認められる場合は、備蓄食料の活用、既製食品・米穀の調達により対応しますが、それが困難な場合は、市災害対策本部に食料調達の要請を行います。また、炊き出し給食を行なう場合は、自主防災組織等の協力を得て、避難所内またはその近隣の適当な場所を選定して実施します。

（３）生活物資の供給

生活必需品の調達は、まず災害時避難所や区役所にある備蓄物資を活用して行います。また、必要のある場合は、市災害対策本部に調達を要請します。

７． 遺体仮収容（安置）所の設置と遺体の収容

区災害対策本部は、状況に応じ遺体仮収容(安置)所を公共施設や寺院等に設置し、職員を派遣して警察官と協力して遺体の収容にあたります。

８． 広聴

（１）臨時相談所の開設

区災害対策本部は、被災者の要望を把握するため、必要に応じて被災地域の公共施設や災害時避難所に臨時相談所を開設します。また、災害発生後には、区民や区外・市外の住民から多くの電話が殺到することが予想されます。これらの問い合わせ・相談に対しては「問い合わせ専用班」を設置して対応にあたります。

９． 被災者支援

（１）義援金品の受付及び配分

（２）金融支援等

- ① 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付
- ② 生活福祉資金の貸付
- ③ 市税等の減免

（３）被災・り災証明

各種支援措置の適用にあたって必要とされる住家の被害認定のため、損壊家屋については区長が罹災、被災証明書を、火災・消火損については消防署長がり災証明書を発行します。区災害対策本部及び消防署は、被災した家屋を調査し、被害認定の基準または「火災に関する証明書等の取扱要綱」に従って証明を行います。